

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」
による取り組みに関する提言

平成29年3月

八尾市市民参画と協働の
まちづくり基本条例評価委員会

■目 次

委員長挨拶

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の評価及び見直しの検討について.....	1
提 言.....	4
前文について.....	4
第1条（目的）について.....	5
第2条（定義）について.....	6
第3条（まちづくりの基本原則）について.....	7
第4条（まちづくりに参加する権利）について.....	8
第5条（協働の推進）について.....	9
第6条（情報の共有）について.....	10
第7条（市民の役割）について.....	11
第8条（市の責務）について.....	12
第9条（説明責任）について.....	13
第10条（対話の場）について.....	14
第10条の2（校区まちづくり協議会）について.....	15
第10条の3（わがまち推進計画）について.....	16
第11条（市民公益活動への支援）について.....	17
第12条（市民意見提出制度）について.....	18
第13条（行政評価）について.....	19
第14条（審議会等の運営）について.....	20
第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について.....	21
第16条（条例の見直し）について.....	22
条例評価委員会を終えて.....	23

【参考資料】

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則
八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会 委員名簿
八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会開催状況
条例評価委員から出された意見

委員長挨拶

近年、わが国においては、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、地域コミュニティの維持が難しくなる中、私たち自身の日常生活において、これまで当たり前だと思ってきた安全・安心が脅かされているということが起きています。そのような状況下で、私たちが温かいコミュニティにおいて安心して暮らしていくためには、私たち住民自らがつながり、まちづくりに参画し、多様な主体による協働のまちづくりを進めていくことが、これまで以上に重要で求められています。

八尾市では、古くからまちづくりに関して市民参加、参画が重視され、平成 18 年 6 月には「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「条例」という）を施行し、市民が様々な場面において「まちづくり」に参画する機会を保障するなど、参画と協働のまちづくりを進めてきました。平成 22 年度には、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員の会議」が開催され、同会議における意見を踏まえ、平成 24 年度には、市民と行政の協働による地域のまちづくりを進めるための仕組みとして、「校区まちづくり協議会」と「わがまち推進計画」が条例に位置づけられました。

また、平成 23 年度からは、「八尾市第 5 次総合計画」に基づく地域分権の推進による身近な地域のまちづくりが展開されており、住民・地域の想いが反映できるような市民参画と協働のまちづくりが進めてこられています。

このたび、平成 28 年 10 月～29 年 3 月の半年間に、私たち 16 名の委員からなる「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」においては、改めて、条例に基づく取り組み状況を確認し、各委員が日ごろ行っている活動を通じて、今後必要と考えている取り組み等について、議論を深めてまいりました。

評価・検討にあたっては、「現行の条例の条文が運用上適切で条文を改正する必要があるか、また、条例をどう発展し、次の 5 年間に何に力を入れて取り組めばよいか」という視点を中心に、検証を加えました。

その結果、この 5 年間の八尾市の多様な取り組みにおいて「市民参画」と「協働」が確かな歩みとして進められていることを確認し、評価委員会としては、現行の条例の条文について、特に修正、変更の必要はないという結論に至りました。

ただし、世代間の循環による担い手確保や、多様性を高める市民間連携、情報発信・共有の仕組み導入、また、これらの取り組みを進める行政の地域拠点を機軸にする体制づくりや、協働の人材育成など、「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりについて、進めていくべきであると提言内容を取りまとめました。

八尾市におかれましては、この提言を真摯に受け止めていただき、今後も同条例の目的に謳われているように、「地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくり」を実現するため、多くの市民の意見に耳を傾けられるとともに、社会状況の変化に的確に対応し、まちづくりに関する施策の効果的な推進を図られますようお願いいたします。

平成 29 年 3 月吉日

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会
委員長 田 中 優

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」の評価及び見直しの検討について

1. これまでの経緯

八尾市では、平成 18 年 6 月に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（以下、「条例」という）を施行し、市民が様々な機会において「まちづくり」に参画できる機会を保障するなど、市民主体の協働のまちづくりを進め、さまざまな分野において、積極的な取り組みを進めてきました。

条例第 16 条では、社会情勢や取り組み状況に応じ、5 年を越えない期間ごとに、この条例が現在の本市にふさわしいものとなっているかどうかを検討することとしており、平成 22 年度に「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」が開催され、「評価及び見直しに関する提言」が市に提出されました。この提言を受け、市では「地域のまちづくり」を支援する仕組みとして、「校区まちづくり協議会」、「わがまち推進計画」、「地域予算制度」について、それぞれ第 10 条の 2、第 10 条の 3 を追加する条例一部改正が、平成 24 年 10 月に施行されました。地域においては、これまで地域のまちづくりの場面で活発に活動してきた各種団体が集い、全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域住民の想いやまちづくりの方向性を「わがまち推進計画」としてとりまとめ、計画実現に向け、地域内で連携しながらコミュニティを醸成する取り組みが進んでまいりました。

今回、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」（以下、「条例評価委員会」という）においては、この 5 年間の条例に係る取り組み状況について検証・評価し、見直しの検討を行いました。

2. 評価・検討手法

本条例の評価・検討の資料とするため、条例と条例に基づく制度などに関して、市各所属における取り組み状況（平成 23 年度～27 年度間の実績）の調査が実施され、本条例評価委員会において、条例に基づく取り組み状況を確認しました。

さらに、条例評価委員会では、次の 2 つの視点から条例の評価・検討を行いました。

- ① 「現行の条例の条文が、運用上適切かどうか。」「条文を改正する必要があるかどうか。」ということについて、各種取り組み状況等の検証等を踏まえて評価・検討するという視点
- ② 「条例をどう発展させればよいか。（見直しすればよいか。）」「次の 5 年間に条例を推進する上で、何に力を入れて取り組めばよいか。」ということについて提案するという視点

3. 提言の要旨

本条例評価委員会においては、各分野でまちづくりに取り組む主体の代表が、本条例に基づく取り組みについて評価・検討を行い、各主体がそれぞれの立場で取り組むべき「市民参画と協働のまちづくり」の方向性を、提言としてまとめました。特に重要と考えることを次に示します。

(1) 若い世代のまちづくりへの参画を広げる

八尾市において市民参画と協働のまちづくりの取り組みを進めていくうえで、地域においては、まちづくりの担い手不足が大きな課題であるため、若い世代のまちづくりへの関心を高め、参画を進めることが重要です。子どもの時期から参加を通じて得る経験が、その後の協働のまちづくりにおける多様な世代の参画の広がりを生むことを意識しながら、各主体が取り組む必要があります。

- ・地域活動の情報発信をさらに進め、若年層で関心のあるイベントなどへの参加をきっかけに、企画運営の担い手にまでつながるよう、年長者が見守りながら取り組んでいく必要があります。
- ・若者が参画しやすい場づくりとして、必ずしも団体を経由しない柔軟な参加のあり方の工夫や、八尾市に関心がありご協力いただける人の知見を採り入れることなどが、期待されます。
- ・青少年や子どもたちのまちづくりへの興味や参画を育む視点で、計画の策定場面への参画を促すことが必要です。
- ・地域の取り組みにおいて、青少年や子どもたちが企画段階から主体的となり活躍できるイベント運営や、楽しみながら参加できるプログラムを増やしていくことが必要です。
- ・市では、主に子どもに関連する施策で、子どもたち自身の意見や提案を採り入れる取り組みを、様々な主体と連携して来ましたが、他施策へも取り組みを広げて行くことが求められます。

(2) 多様な主体による連携と対話の場の仕組みづくり

市民参画と協働が、多様な主体による「市民」によるものであることを再認識し、とりわけ、事業者、市民活動団体、障がい者や外国人市民などの参画を進め、多様な主体が互いに連携を高め、誰もが参画でき、協働によるまちづくりを広げて行くことが重要であり、それぞれの主体が意識的に取り組むことが期待されます。

さらに、条例に基づく取り組みを推進する上で、多様な主体が参加し、まちづくりの現場で実務を担い活躍する人たちが気軽に意見交換ができるような対話の場も必要です。

- ・「市民」が、住んでいる人のみならず、働き、学び、又は事業を営む全ての人、さらに市内に事業所を有する法人その他の団体を含めた多様な主体となっている点の再認識を高めます。
- ・地域のまちづくりにおける事業者や市民活動団体との連携・協働が重要性を増していることから中間支援組織の支援等により、情報共有や連携を進める仕組みや対話の場づくりを進めます。
- ・多様な主体と校区まちづくり協議会との連携・協働を、対話を通じて進めることが重要であり、認知度を高め、担い手の広がりを進めつつ、わがまち推進計画を推進することが必要です。
- ・生涯学習等で、地域活動の実践につながるような担い手づくりの仕組みづくりが必要です。

(3) 情報発信・共有の仕組みづくり

若い世代や多様な主体の参画を進めるためには、まずは、本条例の考え方や条例に基づく取り組みの周知を進め、協働のまちづくりに関する情報発信を強化し、多様な媒体の活用による双方向型の情報共有の仕組みづくりを進めることが必要です。

- ・本条例や条例に基づく取り組みを、より多くの市民に周知することが必要です。
- ・市は重要な施策・事業の実施に先駆けた立案段階から全ての過程において、説明責任を果たし、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく説明する必要があります。
- ・今後とも、誰もが、必要な時に必要な情報を迅速・的確に入手できるよう、多様な媒体を活用し、引き続き積極的な情報の提供、公開、共有への取り組みを進めることが重要です。
- ・若い世代のまちづくりへの関心を高め、幅広く多様な市民の意見を反映する手法として、WEB等の各種ツール活用等で双方向型の情報発信・共有の仕組みを充実することが必要です。

(4) 市での協働を進める職員育成の仕組みと継続的な地域支援の体制づくり

市が参画と協働のまちづくりを進める上で、協働を進める職員が評価される人事制度や職員育成の仕組みづくり、また、継続性のあるまちづくり支援を組織的に進める体制づくりが求められます。

さらに、若い世代や多様な主体のまちづくりへの参画が進むよう市が積極的に働きかけ、参加を後押しすることが重要です。地域実情に応じ、適切な役割分担を図りながら施策展開を図ることが必要です。

- ・地域のまちづくり支援において期待される地域拠点や地域担当制のあり方について、これまで培った様々な団体間の連携・協働を促進するコーディネートのノウハウや、築き上げた関係性を継続できるような組織運営の工夫・充実が重要です。
- ・職員の協働実践や成果を市民に見えるような形で共有し、協働を進める職員が評価されるような人事上の仕組みづくりが必要です。
- ・協働で進める事業では事業目的を共有し、役割分担を明確にして実行に移すことが必要です。
- ・少子高齢化や人口減少が進む中でのまちづくり人材確保の重要性を踏まえ、地域の実情に応じた市の施策展開として、事業の実施方法や支援等の検討が必要です。
- ・市が、市民公益活動の育成を図るうえで、各主体の関係性づくりや、地域力全体の底上げにつながる主体的な取り組みを側方支援する仕組みづくりが必要です。
- ・審議会等の内容に応じ、若い世代の委員の選任や活発な意見交換を促す会議運営などでの工夫が求められます。
- ・校区まちづくり協議会とわがまち推進計画の周知をさらに進め、市としても適切な支援を行い、地域の取り組みと連動した施策展開を図ることが必要です。

提 言

前文について

八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山（しおんじやま）古墳などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。

古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。

この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。

市民が住みつづけていたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たな仕組みを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。

■取り組み状況

条例制定の理念を掲げた条文であり、対応する取り組み状況はなし。

■評価と提言

これまでの八尾市の歩みを含め、市民参画と協働による地域力を活かしたまちづくりの推進という理念が掲げられており、八尾市が推進する政策等との差異はなく、前文自体は改正の必要はないと考えます。

第1条（目的）について

（目的）

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

■取り組み状況

条例の目的を掲げた条文であり、対応する取り組み状況はなし。

■評価と提言

市民参画と協働に基づくまちづくりや「地域分権」の仕組みづくりが、地域においても行政においても進み、条例の「目的」と現状のまちづくりの方向性は合致しており、条文改正の必要はないと考えます。

第2条（定義）について

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあること等による差別を受けることがない。
- （2）市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。
- （3）参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。

■取り組み状況

用語の定義を定めた条文であり、対応する取り組み状況はなし。

■評価と提言

条文における定義については、それぞれの用語の定義内容の認識に差異はなく、条文自体は改正の必要はないと考えます。

今後、条例を推進する上では、条文が定義する「市民」が、住んでいる人のみならず、働き、学び、又は事業を営む全ての人であり、さらに、八尾市内に事業所を有する法人その他の団体を含めた多様な主体となっている点を再認識し、積極的に参画が広がるよう取り組むことが必要です。

第3条（まちづくりの基本原則）について

（まちづくりの基本原則）

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- （1）市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- （2）市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- （3）市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- （4）市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

■取り組み状況

まちづくりの基本原則を定めた条文であり、対応する取り組み状況はなし。

■評価と提言

本条例の目的を達成するためのまちづくりの基本原則として、「参画」、「対等な立場」、「情報共有」、「対話」を謳っています。今後とも、まちづくりの基本となるべき原則であると判断され、条文改正の必要はないと考えます。

第4条（まちづくりに参加する権利）について

（まちづくりに参加する権利）

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

■取り組み状況

市民のまちづくりに参加する権利を定めた条文であり、対応する取り組み状況はなし。

第5条以下の条文に基づく具体的な制度等により、権利に基づくまちづくりへの参加・参画が図られています。

■評価と提言

市民がまちづくりに参加する権利を有するという根本的な条文であり、引き続き権利に基づき市民参加によるまちづくりを進めるという考え方については、今後も継承していくところであり、条文改正の必要はないと考えます。

なお、「参加」と「参画」の用語の使い分けとして、「参加」の方をより広く捉え、「参画」は「参加」の中に含まれることから、この条文では広く市民のまちづくりに参加する権利を定めています。

第5条（協働の推進）について

（協働の推進）

第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

■取り組み状況

市民の参画の機会と議論の場として、市民会議・懇談会等のほか、ワークショップなどの取り組みが広がっています。

また、全般的に、協働の理念による計画推進や施策の展開がなされていますが、とりわけ、「第3期健康日本21やお計画」や「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」などで、市民・地域・事業者等と連携・協働した施策展開の実践が進みました。

さらに、民間事業者や地域団体等との連携による「高齢者見守りサポーターやお」や災害時要配慮者支援の取り組みなど、協働を前提とした取り組みが進んでいます。

■評価と提言

第5条は、市民発意の尊重、市民参画の機会、議論の場の保障、情報共有、対等な立場に基づいて協働のまちづくりを推進するために、どのようなことに努めなければならないかを規定しており、まちづくりを行う上での制度規定として基本となる条文です。条文に基づく取り組み状況から、条文自体は改正の必要はないと考えます。

今後、参画の機会や議論の場の保障に加え、さらに参画と協働を推進するために、本条例や条例に基づく取り組みを、より多くの市民に周知し、若い世代や新たに市外から移り住んでこられた市民に関して積極的に働きかけるとともに、外部の知見も採り入れつつ、幅広く多様な市民の意見を反映させる手法として、web等を活用した各種ツールの活用等の工夫についての検討が必要です。また、事業実施場面での協働においては、事業目的を共有し、実行に移す際には、役割分担を明確に取り組むことが必要です。少子高齢化や人口減少が進む中で人材の確保はますます重要性を増すことから、地域活動を担う人材の確保、協働のための職員体制の確保とともに、地域の実情に応じた事業の実施方法や支援等の検討が必要とされます。

第6条（情報の共有）について

（情報の共有）

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。

4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

■取り組み状況

点字広報及び声の市政だよりの情報提供の充実や、市のホームページに誰もが支障なく利用できるウェブアクセシビリティの向上に取り組むとともに、自治振興委員会との協働により、町会回覧板・掲示板を用いて市政情報のきめ細やかな発信を実施しています。「FM ちゃお」での「わがまち NOW」や出張所等の地域拠点の職員が発信する「やお地域活動応援ブログ」など、地域情報の発信に取り組まれています。市や指定管理者が実施している出前講座のメニューは充実されてきています。コミュニティセンター等の地域拠点を活用した地区健康教育や地区組織育成事業など、健康に関する取り組みへの参加者数が増加しています。

■評価と提言

協働のまちづくりを推進するためには市民と市が必要な情報を共有することが不可欠であり、第6条では、市民の知る権利と情報共有のための市からの積極的な情報提供、市民による情報収集と市民どうしの情報交流の努力について規定されています。

条文に基づく取り組み状況から、具体的な制度条項として機能していると判断し、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、誰もが、必要な時に必要な情報を迅速・的確に入手できるよう、多様な媒体を活用し、引き続き積極的な情報の提供、公開、共有への取り組みを進めることが重要です。また、コミュニティセンター等の地域拠点のほか、市民がよく利用する民間施設などを活用した情報提供の工夫を行うとともに、若い世代のまちづくりへの参画と協働を進めるために、ホームページやブログ、Twitter や facebook など様々な方法を用いた情報共有の仕組みを充実させることが必要です。

第7条（市民の役割）について

（市民の役割）

第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。

■取り組み状況

地域においては、これまで地域のまちづくりの場面で活発に活動してきた各種団体が集い、全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域住民の想いやまちづくりの方向性を「わがまち推進計画」としてとりまとめ、計画実現に向けた取り組み実践が進み、安全安心にかかる取り組みや、住民同士のつながりづくりなど、様々な地域内での連携を高め、コミュニティを醸成する取り組みが進んでいます。

その一方で、市が毎年実施している市民意識調査からは、地域活動への参加意向について、「すでに参加しているし、これからも参加したい」「参加してみたい」との回答は、一旦減少傾向した後、回復傾向がみられるものの、20・30歳代で「参加した経験がある」人の割合が低くなっています。

また、地域活動の認知度について、「地域でどのような団体が活動しているのかはほとんど知らない」との回答が、4割以上となっています。

■評価と提言

第7条では、市民がまちづくりの主体となって協働のまちづくりの推進に努めることなど、市民の役割が規定されています。

この5年間は、第5次総合計画において基本構想に掲げた、「地域分権の推進によるまちづくり」（それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもと協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている状況）を進め、各地域では校区まちづくり協議会が設立され、わがまち推進計画が策定され、具体的な活動が行われるなど、協働のまちづくりの仕組みづくりとその実践が、大きく進みました。

こうした中で、市民と行政の適切な役割分担、連携、協力によるまちづくりを進めていく上での市民の役割については、今後も継承していかなければならないところであると認識しており、条文改正の必要はないと考えます。

なお、市民の役割として、若者が参画しやすい場づくりや、校区まちづくり協議会における必ずしも団体を経由しない柔軟な参加のあり方の工夫や、八尾市に関心がありご協力いただける人の知見を採り入れることなど、多様な主体の参画と協働によるまちづくりが進むよう、取り組むことが期待されます。地域においては、若い世代のまちづくりの担い手不足、後継者不足が大きな課題であるため、地域活動の情報発信をさらに進め、若年層のイベントなどへの参加をきっかけに、担い手づくりにつながるよう、取り組んでいく必要があります。

第8条（市の責務）について

（市の責務）

- 第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。
 - 3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

■取り組み状況

市では、全庁的に、市民ニーズに的確に対応できる体制整備や協働の意識を持った職員の育成を進めつつ、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しながら取り組みを進めました。

とりわけ、地域のまちづくりを推進するための職員体制として、平成23年度から地域担当制を導入し、平成28年度に地域のまちづくり支援等を部局と地域拠点施設がこれまで以上に連携する仕組みへと改定しました。行政における「地域と向き合う施策展開」と市民協働による相乗効果がさらに高まるよう、地域のまちづくりにおける、地域実情を踏まえた事業実施への転換を進め、行政と地域の適切な役割分担のもと、まちづくりを進めています。協働の意識を持つ職員の育成に向けては、中堅職～係長級や地域担当制職員、市職員（希望者）を対象とした「地域分権」に関わる各種職員研修を実施しています。また職員の「八尾市地域ボランティア制度」を平成28年度から実施しています。市民との協働の視点に立った市民公益活動の育成に配慮した取り組みとしては、市の業務の外部委託での参加資格等の配慮、公共施設の管理・運営での指定管理等での参加資格等の配慮、事業への補助金・助成金などの財政的支援などを行っています。

■評価と提言

第8条では、市民のまちづくりへの参画機会の保障や体制整備、職員の育成など、市の責務が規定されています。協働を推進するための考え方、市の役割、責務については、継続されるべき内容であり、条文改正の必要はないと考えます。

今後は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりを推進する上で、審議会等の会議に役職の有無に関わらず若い世代の参画を積極的に促すなど、市は、世代間の循環の視点を意識し、若い人の参画を促す取り組みを行うことが、求められます。

地域拠点や地域担当制のあり方については、地域のまちづくり支援において期待される役割が大きいことから、体制の充実・工夫や、継続的な取り組みを可能にする組織運営が求められます。職員の協働の意識はさらに深まり、制度的にも整備されてきたことから、今後は、協働の実践や成果を市民に見えるような形で共有し、協働を進める人材が評価される仕組みづくりが必要であるとともに、地域拠点職員が培ったノウハウや地域との関係を、切れ目なく引き継ぐことができるよう、組織的な対応を適切に行うことが求められます。

また、市民との協働のあり方は、協働する各主体が対話を重ね、互いに理解し合いながら作り上げていくことが重要です。市民公益活動の育成を進めるうえでは、各主体の関係性づくりや地域力全体の底上げにつながる、主体的な取り組みを側方支援するような仕組みづくりが必要です。

第9条（説明責任）について

（説明責任）

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

■取り組み状況

市民の意見・問い合わせについては、市においては、全庁的に「親切丁寧な市役所づくり」を進めながら、どの部局においても平素から丁寧に対応して来たほか、各種の市民要望や意見・問い合わせに広聴機能として担当課に照会し回答する仕組みをとり、しっかりと応答責任を果たす体制をとっています。

また、重要な施策・事業の実施に先駆け、地域での説明会を行うなど、施策の立案段階で説明責任を果たすことに努めています。

■評価と提言

第9条では、市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報等を説明する市の責任等が規定されています。説明責任、応答責任は、市民参加や市民との協働、情報の共有化を進める上での前提となるものであり、行政としての公正の確保と透明性向上の視点から、当然果たさなければならない責任です。今後とも継続した取り組みが必要であり、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、市は重要な施策・事業の実施に先駆けた立案段階から全ての過程において、説明責任を果たし、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく説明する必要があります。とくに市民生活に関わる重要な問題に関しては、丁寧に、分かりやすく周知を図るような説明を心がけるよう求めます。

第10条（対話の場）について

（対話の場）

- 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。
- 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。
 - 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。
 - 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

■取り組み状況

地域のことを自由に話す場として、いくつかの校区において、「まちづくりラウンドテーブル」等の対話の場が長年にわたり定期的開催されているほか、随時、テーマに応じてワークショップ等の実施も行われています。

運営支援の取り組みとして、「やお地域まちづくりアドバイザー」制度が、地域活動団体や市民活動団体等で地域のまちづくりについての勉強会・ワークショップ等を開催する際に活用されています。

■評価と提言

第10条は、市民が自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場の設置、その運営に必要な支援、人材の育成の支援について定めています。市民が気軽に楽しく日常生活から感じたことやまちづくりについて、地域で語り合える機会、場は今後も必要であることから、条文改正の必要はないと考えます。

まちづくりについての対話の場は、地域や市民活動団体、事業者など多様な主体により、とりわけ若い世代も含めて、協働の意識を共有し、地域について情報を共有する場として、また、外部の知見も柔軟に採り入れながら、継続的に充実させていく必要があります。さらに対話の場等が出された地域の課題を、地域のまちづくりにつなげていく必要があります。共有する場、話し合う場としては、地域では校区まちづくり協議会の役割が非常に大きいことから、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」登録団体をはじめとする各種団体や事業者など、多様な主体と校区まちづくり協議会との連携・協働を、対話を通じて進めることが、今後ますます重要であり、地域のまちづくりの担い手づくり確保の取り組みを強化する必要があります。

第10条の2（校区まちづくり協議会）について

（校区まちづくり協議会）

- 第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。
- 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。
 - 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。
 - 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。
 - 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

■取り組み状況

全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域が主体となって策定した「わがまち推進計画」に沿ったまちづくりの実践が、地域予算制度である「校区まちづくり交付金」を活用して進められ、防犯・防災、住民同士のつながりづくり、見守り活動など、様々な分野でまちづくり活動がさらに広がりました。また、市の支援としては、「校区まちづくり交付金」を変更し、人口割や加算制度を導入したほか、地域活動の拠点となる、コミュニティセンターや小学校区集会所の整備を進めるとともに、町会・自治会等の地区集会所の増改築等に対する整備費への補助制度を充実しました。

■評価と提言

平成22年度「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」提言を受け、「地域のまちづくり」を支援する仕組みとして、平成24年10月に、「校区まちづくり協議会」及び「わがまち推進計画」を追加する条例の一部改正が施行され、その後、全ての校区で「校区まちづくり協議会」が設立され、地域が主体となって策定した「わがまち推進計画」に沿ったまちづくりが校区まちづくり交付金を活用して進められている現状から、条文改正の必要はないと考えます。

校区まちづくり協議会は、様々な団体が参加して運営され、多様な主体との連携・協働が期待されています。今後はより幅広い世代の声が反映されるよう、若者や子育て世代などへの認知度を高め、必ずしも団体を経由しなくとも、興味関心内容に応じた参加の形も含め、担い手の広がりを進めることが期待されます。また、生涯学習等で、地域活動の実践につながるような、担い手づくりの仕組みを工夫し、校区まちづくり協議会等による活動を通して、地域のまちづくりへの参加・参画を広げていくことも必要です。

また、市が、校区まちづくり協議会による地域のまちづくりの支援を行う際には、地域ニーズを踏まえ、柔軟に展開することが求められます。そのため、コミュニティ推進スタッフなどの市職員や、中間支援組織（八尾市市民活動支援ネットワークセンター、八尾市社会福祉協議会等）による、様々な団体間の連携・協働を促進するコーディネート機能が重要となります。

第 10 条の 3（わがまち推進計画）について

（わがまち推進計画）

- 第 10 条の 3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。
- 3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなければならない。

■取り組み状況

全校区で設立された校区まちづくり協議会により、平成 27 年度までを計画期間とする「わがまち推進計画（第 1 期）」が策定され、平成 27 年度にはアンケートやワークショップ等により校区の市民の意見を集約し「わがまち推進計画（第 2 期）」（計画期間：平成 28～32 年度）が策定されました。また、第 5 次総合計画の後期基本計画（地域別計画）（計画期間：平成 28～32 年度）の策定にあたっては、地域のまちづくりをより一層支援するため、わがまち推進計画（第 2 期）との整合性を図っています。

■評価と提言

平成 22 年度「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価員の会議」提言を受けて、「地域のまちづくり」を進めていく仕組みとして、平成 24 年 10 月に、「校区まちづくり協議会」及び「わがまち推進計画」を追加する条例の一部改正が施行されました。その後、全校区で設立された校区まちづくり協議会により、わがまち推進計画が策定され、第 2 期計画に沿った地域のまちづくりが進められている現状から、条文改正の必要はないと考えます。

今後は、わがまち推進計画策定において、さらに幅広い校区の市民の意見を集約し、若い世代も巻き込んで、その地域だからできる計画の推進が求められます。校区まちづくり協議会とわがまち推進計画の周知をさらに進めるとともに、市としても適切な支援を行い、地域の取り組みと連動した施策展開を図ることが必要です。

第 11 条（市民公益活動への支援）について

（市民公益活動への支援）

第 11 条 市は、市民公益活動を支援することができる。

■取り組み状況

市では、地域福祉推進基金、市民活動支援基金、地域安全・安心のまちづくり基金、まちづくり活動支援制度、こども夢基金を活用して、公募により、市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動に助成を行っています。八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」は、市民活動団体に加え、地域活動団体や社会貢献活動を行う事業者、学校園、行政といった多様な活動主体を支援、連携をコーディネートする中間支援組織としての役割を充実させています。「つどい」に登録している、市民活動団体（NPO 法人含む）の団体数は 5 年間で 30 団体程増加しており、市民活動の広がりがみられます。

■評価と提言

第 11 条では、市が自主的かつ積極的な社会貢献活動に対して支援できることが規定されています。市民公益活動への支援の取り組み状況から、条文改正の必要はないと考えます。

市民団体等が行う自主的かつ積極的な市民公益活動への財政的な支援には、助成後に団体が自立・継続発展して事業を行っていけるような配慮が必要です。また、今後は、地域のまちづくりにおいて、市民活動団体や事業者との連携・協働がますます重要になると考えられるため、八尾市市民活動支援ネットワークセンターの中間支援組織としての機能を発揮し、効果的な支援を行うことが必要です。とりわけ、行政、市民、各種団体など様々な活動主体が情報を共有し、連携が進むような仕組みづくりや場づくりを進めていくことが必要です。

第12条（市民意見提出制度）について

（市民意見提出制度）

- 第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。
- 2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。
 - 3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

■取り組み状況

年度毎の案件の増減はありますが、市民意見提出制度を活用すべき事案については、適切に実施されました。

■評価と提言

市民から意見を広く求めること及び意見に対する市の考え方の公表等をルール化した条文です。市民意見提出制度を活用すべき事案について適正に運用されている状況から、条文改正の必要はないと考えます。

なお、今後とも市民意見提出制度そのものの周知を図り、また、案件実施の際にも、内容を読んでいただく方が少しでも増えるよう、取り組む必要があります。

第13条（行政評価）について

（行政評価）

第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

■取り組み状況

行政評価は毎年度、施策及び事業を対象に実施しています。行政評価の結果は、実施計画策定等の際に活用しています。行政施策の成果指標の確認のための定期的な「市民意識調査」を実施しています。行政評価の結果について、市ホームページにおいて外部公開を実施しています。

第5次総合計画前期基本計画については、「八尾市総合計画基本計画評価委員会」を設置して、外部評価・市民評価を行いました。

■評価と提言

行政評価の実施と公表を制度として運用されており、条文改正の必要はないと考えます。

今後とも、引き続き、市民に分かりやすい行政評価の運用に努める必要があります。

第14条（審議会等の運営）について

（審議会等の運営）

- 第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。
- 2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。
 - 3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

■取り組み状況

「審議会等の設置等に関する要綱」、「審議会等の委員公募実施指針」及び「会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の適正な運営を行っています。

■評価と提言

審議会等にできるだけ多くの市民の意見を反映させるために、公募による市民委員を選任することを明確にルール化した条文です。審議会等の運営は適正に行われていることから、条文改正の必要はないと考えます。

なお、審議会等の内容に応じて、公募委員の選任、会議の公開についてさらなる検討を進めるほか、若い世代の委員の選任や活発な意見交換を促す会議運営などでの工夫が求められます。

第15条（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について

（満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

■取り組み状況

子どもたちの意見をまちづくりに反映させる取り組みとして、小・中学生、高校生自身の声をきくワークショップやグループワーク、グループインタビューを実施しました。

「八尾っ子元気・やる気アップ提案事業」では、子どもたちの提案を実現するために、企画から運営まで子どもたちが参加し、大学生の学生サポーターの協力も得て、子どもたちの声を取り入れながら実施しました。

■評価と提言

第15条では、子どもたちが、その理解力・判断力に応じて、その年齢にふさわしいまちづくりへ参加する機会を保障していくよう努力することが規定されています。

公職選挙法等の一部改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。第15条の条文については、次の2つの意見が出されました。

- ① 条文の「満20歳未満の青少年及び子ども」のままとし、今後の成人年齢についての社会動向に対応して、次の条例見直しの際に再度検討する。
- ② 年齢を記載せず「青少年及び子どもが、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう」などに条文を改正する。

これまで、取り組み状況に記載があるように、こどもに関連する施策において、子どもたち自身の意見や提案を採り入れる取り組みを様々な主体とも連携して行われて来ましたが、他の施策へも取り組みを広げて行くことが求められます。また、多様な状況にある子どもの参画を保障する視点も必要です。

とりわけ、青少年や子どもたちのまちづくりへの興味や参画を育む視点では、計画の策定場面に子どもたちや学生の参加を促すことなどにより、参加の機会を充実して行くことが考えられます。

さらに、地域における実践の場面においても、青少年や子どもたちが企画段階から主体的に取り組む活躍できるイベントの実施や、多くの子どもたちが楽しみながら参加できるプログラムを、これまで以上に増やしていく事が求められます。

また、若者や子どもたちの声を取り入れる双方向型の情報発信などが求められます。

このように、子どもや青少年の時期に、提案や実践での参加を通じて得た成功体験が、その後のまちづくりへの参加意欲につながり、幅広い世代での協働によるまちづくりの広がりを生んでいくことを、まちづくりの各主体が意識し、取り組むことが重要です。

第16条（条例の見直し）について

（条例の見直し）

- 第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。
- 2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

■取り組み状況

条例の見直しについて定めた本条文に基づき、今回「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」を設置し、この5年間の条例に係る取り組み状況について検証・評価し、見直しの検討を行いました。

■評価と提言

一定期間ごとの条例の見直しについて規定されています。

条文には「条例の施行後5年を超えない期間ごとに」とありますが、5年という期間に拘らず、状況に応じた柔軟な対応も必要であることから、実質的な形で、現場で活躍する人の意見や若い人の意見を毎年集めていき、条例の見直しは審議会等でそれを基に議論できるような仕組みを作っていく必要があります。

条例評価委員会を終えて

今回、私たち、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」委員一同は、これまでの5年間におけるこの条例と条例に基づく取り組み状況を評価し、見直すべき内容を提言するために、市長から委嘱いただき、身の引き締まる思いで、それぞれの所属団体や活動分野、日常生活における実感等、これまでの経験や知識に照らしながら、縷々、議論を重ねてまいりました。

改めて、私たちの諸先輩方が提言しながら創り上げ、引き継いできたこの「市民参画と協働のまちづくり基本条例」の内容を見直すと、そもそも、なぜこの条例が必要となって来たのか、人口減少と少子高齢化が進み、私たちの生活における価値観の多様化やコミュニティの希薄化が進む中で、「協働」や「参画」の重要性について、条例の形で市民が方向性を共有・確認し、取り組むことが、八尾のまちづくりの中で求められてきたからではないか、と委員一同で振り返りました。

八尾市における「市民参画と協働のまちづくり」を巡るこの5年間の状況は、平成24年度に条例を一部改正し、地域と行政が、ともに新たな仕組みを導入し、参画と協働の新たなパートナーシップ関係を築く仕組みづくりが、一定進んだ期間であったと、評価をいたしました。

しかしながら、今回、評価見直しの議論を行う中で、各委員から、最も実感を持って提言されたことは、仕組みを活かして私たちが住み、活動しているこの八尾をよりよいまちにしていくには、「まちづくりの担い手の確保」に向け、もっと条例内容の周知を図りながら、参画と協働をさらに進めていくべきであるということであります。

今回は、幅広い世代からなるバランスのとれた委員構成となり、普段はなかなか実現できない、世代間の意見交換ができたことは意義深かったと思います。

若手の委員からの、「もっと若い世代が、地域のまちづくりの場面へと参加しやすくなるような、取り組みが必要」という声に対し、各種の地域活動団体代表の委員からも、口々に、「若い世代にもっと企画運営面に入って来てもらいたい」という声上がり、概ね、どの委員からも同様の課題認識が示されました。

実際に、若い世代の参画を進めていくためには、地域のまちづくりの場面に、できることを、できるときに、自分の合う形で気軽に地域貢献できるような工夫や、有償ボランティアの仕組みを検討するような工夫も考える必要があるのではないかと、とも思います。

さらに、若い世代や、事業者・市民活動団体など、多様な主体が連携を高めていく中では、これまでのやり方にこだわらず、行政主導による公平性・中立性などの制約に拠らない、柔軟な協働のまちづくりの活性化を、市民主導で行っていきたい、との抱負も出ました。

また、諸先輩方のまちづくりの経験や進め方をしっかりと見ながら、若い世代がどのようにその背中を追い、多様な世代が融合してコミュニティを引き継いでいくのか、年長者が若い世代を温かく見守り、育成の視点も持ち、それぞれがコミュニケーションをしっかりと取り合いながら、各分野での活動に活かしていければよい、との声もございました。

様々な意見交換の中でとりまとめた今回の提言は、前回の提言とは違い、新たな条文を設けた仕組みの導入提言という内容ではなく、むしろ、現行条文による「地域のまちづくり」の仕組み

の内実を高めるため、世代間の循環による担い手確保や、多様性を高める主体間連携の仕組み、それを側方支援する行政の地域拠点を機軸にする体制づくりや、協働の人材育成など、「市民参画と協働のまちづくり」を進めるための仕組みの方向性を提言した内容となりました。

最後に、提言は、提出して終わりではありません。

「参画と協働のまちづくり」の提言をしっかりと進めるには、市民の各主体、一人ひとりが主役となり、それぞれの立場で取り組むことで、初めて発展していくものであります。

今後、この提言内容の実現に向け、私たち、委員一同も、まちづくりのパートナーとして手を携え、お互いに高め合いながら、取り組んでまいりたいと考えています。

とりわけ、若い世代の「参画」を考える時、何より大切なのは、前文に書かれているような八尾のまちの素晴らしさについて、子どもたちや若い世代で再認識が進むことではないか、そして、人と人の支え合いの大切さに気付くことが大事ではないかと思えます。私たち、委員が、今回の提言内容の周知や今後のまちづくりの場面でも、役割を果たしていければ、とも思います。

市においては、今後、「条例評価委員会」において取りまとめた提言における諸点を十分に斟酌され、オール八尾市での「市民参画と協働のまちづくり」が、一歩ずつ着実に進められていくことを、心から願っています。

「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会」委員一同

【参考資料】

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則

八尾市規則第 48 号

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 34 年八尾市条例第 195 号)第 2 条の規定に基づき、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

(1) 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例(平成 18 年八尾市条例第 20 号)の評価及び見直しに関すること。

(2) その他八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する 16 人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 市民団体の代表

(3) 公募の市民

(4) その他市長が適当と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、1 年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会 委員名簿

種別		氏名	備考
学識経験者	委員長	タナカ マサル 田中 優	大阪国際大学グローバルビジネス学部(准教授) 同地域協働センター(副センター長)
	副委員長	シミズ ヨウコ 清水 陽子	関西学院大学 総合政策学部(准教授)
市民団体の代表	委員	クボ タカツグ 久保 登嗣	八尾商工会議所
	委員	シンブク ヒロマサ 新福 泰雅	特定非営利活動法人 やお市民活動ネットワーク
	委員	タナカ ハジム 田中 肇	八尾市自治振興委員会
	委員	ニシデラ ミヨコ 西寺 美代子	八尾市女性団体連合会
	委員	ノセ ヤスコ 能勢 靖子	公益財団法人 八尾市国際交流センター
	委員	フジモト タカミ 藤本 高美	一般財団法人 八尾市人権協会
	委員	ミキ ハルコ 三木 晴子	校区まちづくり協議会
	委員	ムラオ カヨコ 村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会
	委員	モリカワ アキヒラ 森川 昭平	八尾市民生委員児童委員協議会
	委員	ヤマシタ アキラ 山下 彬	八尾市地区福祉委員長連絡協議会
	委員	ヤマモト マサル 山本 賢	八尾市高齢クラブ連合会
	委員	ワタナベ セツコ 渡辺 節子	八尾市障害者団体連合会
公募委員	委員	ウカワ ミキ 卯川 美樹	公募
	委員	オカミ アツシ 岡見 厚志	公募

【種別・五十音順(委員)・敬称略】

(※団体名称等は平成29年3月末時点のものです)

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会開催状況

回	日 時	内 容
第 1 回	平成 28 年 10 月 20 日 (木) 午後 7 時～ 市役所本館 6 階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開会あいさつ ・ 委員紹介 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ これまでの市の取り組み状況 ・ 意見交換（第 1 条から第 7 条）
第 2 回	平成 28 年 11 月 17 日 (木) 午後 7 時～ 市役所本館 6 階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換（第 8 条から第 1 5 条）
第 3 回	平成 29 年 1 月 11 日 (水) 午後 6 時 30 分～ 市役所本館 8 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換（第 1 5 条から第 1 6 条） ・ 提言案について
第 4 回	平成 29 年 3 月 23 日 (木) 午後 6 時 30 分～ 市役所本館 8 階 第 2 委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言案について

条例評価委員から出された意見

第2条（定義）について

<「市民」の定義の範囲>

「市民」の存在について、八尾市在住でない外部の人であっても、八尾市に関心がある人や八尾市で何かやってみたい人などをいかに積極的に、八尾市のまちづくりの場面に取り込んでいくかについて、検討が必要だ。

「市民」は住んでいる住民だけを指すのではなく、団体や地域、法人など多様な主体となっている。そういう人たちも巻き込んだ対話の場を作るなど、多様な主体による参画と協働ということを忘れず、取り組むことが必要だ。

第4条（まちづくりに参加する権利）について

<「参加」と「参画」の考え方>

用語の使い方、この条項だけが「参加」を使っている。この条項においても、「参画」という用語を用いてもよいのではないかが気になった。

第5条（協働の推進）について

<若い世代のまちづくりへの参加・参画>

他市から移り住んできた 20～30 歳代の若い世代を、どのように地域で巻き込んでいくのが大事なことだと思う。

市民会議や懇談会、ワークショップ、インタビューといろいろやっているが、現状で、これが若い世代に届いているか、真摯に見ないといけない。

地域側でも、間口が狭い訳ではなく、広げてもいるが、どういうわけか活動に入って来ていただけでない。地域としては受け入れは歓迎だが、若い方は日中は地域にいないこともあり、実際に動いていただく方は、やはり高齢者の方に頼ってしまう面が多い。

若い世代等も巻き込みたいと思っているが、それには何かもっと必要なことがある。お互いに話し合える場があるようでない。地域にもよるが、校区まちづくり協議会のわがまち推進計画に、若い人を巻き込んでいくのは、現状ではまだ十分にはできていない。

地区福祉委員会も校区まちづくり協議会も、担っている人の顔ぶれは、ほとんど変わらないのが現状で、一番の問題は人材だ。イベントの時には人が集まるが、日々の活動では人材確保に泣いている。どうしたらよいか若い世代に聞きたい。各校区からそういう声を吸収し、地域のいろいろな組織に参画してもらい、そういう場をつくってもらいたい。

各審議会や会議の参加者の平均年齢はきっと高いと思う。若者への間口を広げて、例えば地区の青年団とか祭りを担っている若い人にも、審議会等に来てもらい、ざっくばらんに意見してもらおう方が、若い人の参画につながるのではないかな。

<多様な人材・事業所との協働>

八尾市に関わろうとしてくれている外部の人たち、八尾市在住でない人でも八尾市に興味がある人に関して、もっと積極的に意見を取り入れ協働を進めるような形にしてみようと思いませんか。《再掲》

事業所との協働では、例えばロータリークラブ、ライオンズクラブや八尾商工会議所青年部、青年会議所、産業クラブの連合もあり、商工の会社が市内のいろいろな所で活躍されている。そことうまく協働していくと何か違った側面も出てくると思う。

そのマッチングを、例えば八尾市役所と商工会議所が、地域団体の皆さんと連携をとれるようにできればいいと思う。何か問題提起をされて、それにどう参画していくかということ具体的かつ詳細にしていただければと思う。

出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターなどの地域拠点や、行政におけるコミュニティ推進スタッフをはじめとする地域担当制のことも、もっと周知を図れば、関心のある事業者もあると思う。

事業者が、参画と協働のまちづくりの現状を、あまり知らないという事実は大きい。

逆に、住民や校区まちづくり協議会、コミュニティ推進スタッフも、地域にある事業者が持つ様々な資源に気づいていないかもしれない。

地域内の工場見学に取り組む校区がある。そういった手法が、互いのコミュニケーションをとっていく一つの方策ではないか。取り組みの中で、「それならこういう貢献もできる」と、次の発展へとつながっていくのではないか。

第6条（情報の共有）について

<情報発信・広報>

市のホームページのアクセス数が、平成26年度まで下がっている理由は何か、きちんと原因を突き止めた方がよいのではないか。

ホームページのアクセスについては、Yahoo や Google などの検索エンジンから直接該当ページに飛んだ場合は、八尾市ホームページのトップページに行かずカウントとして反映されない。平成23年度から比較すると市政情報を見る方は、直接該当ページに飛ぶことが多くなってきているので、トップページへのアクセス数は減少傾向になっている。

市民を巻き込んでいくには、情報の流し方がとても大事だ。ホームページやブログ、Twitter や facebook など、手を変え品を変え、様々な方法で試していかなければならない。若い世代を巻き込むために、今までのホームページやブログだけではない、新しい情報共有の仕組みも必要だ。

青少年育成連絡協議会の取り組みとして、来年度から「育成だより」を、若い保護者たち向けに、今の時代に合うスマートフォンですぐに情報が読み取れるよう、取り組んでいる。子ども会に入っていない子どもたちの保護者にも情報を流せるようにしていきたい。

周りの人に、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」について知っているか聞いたが、ほとんどが知らなかった。条例や校区まちづくり協議会について、もっと多くの市民に知っていただくことが、まずは必要ではないか。

第7条（市民の役割）について

<地域の担い手づくり>

市民意識調査の中で、20～30歳代の「参加したいと思わない」との回答が、かなりの数を占めている。役員をするのが嫌だからと、子ども会に入らない人も多く、町会にも全ての人は加入していない実態がある。まちづくりの次世代の担い手が、本当に不足している状態が、これからの課題ではないか。

今、若い世代がなかなか町会に入らない。特に他市から来た人は入りづらい。フランクに話ができる、若い世代でブレインになる人を、町会組織の中で、先に確保し、若い世代が入りやすい雰囲気としていくような工夫などが必要だ。

旧村も新興住宅地でも、他市から来た若い世代の人たちを巻き込んで、一緒にやることを考えないと、明らかに担い手の確保が大変になるのではないか。

地区福祉委員会も校区まちづくり協議会も、担っている人の顔ぶれは、ほとんど変わらないのが現状で、一番の問題は人材だ。何かイベントの時には人が集まるが、日々の活動では人材確保に泣いている。

どうしたらよいか若い世代に聞きたい。各校区からそういう声を吸収し、地域のいろいろな組織に参画してもらい、そういう場をつくってもらいたい。《再掲》

八尾市青少年育成連絡協議会で、中学生、高校生を巻き込んでジュニアリーダーを育てる研修を実施している。防災訓練など地域で活躍できるよう、地域で育てた人材が活躍する場面の工夫を、イベント企画の中で取り入れてもらうよう呼びかけている。

いかに若い人たちに取り組んでいただけるか、所属団体においても、非常に悩んでいる。小学生の児童を募集し、子ども消費者教室を実施しており、子ども達だけでなく保護者にも参加してもらい、ボランティアや活動に参加してもらいたいと思っている。

仕事をされている保護者世代は、昼間の活動に入ってもらうことが難しい。

<多世代の連携>

年代ごとに人が出入りしてやるような行事など、何か、画期的なアイデアがないかと思う。

若い世代が何かをやる時には、地域の年長者が若い世代の面倒を見て、時には責任を取る覚悟もしないと、新たにチャレンジできる環境づくりが進まない。

若い人の背中を押してあげるような機会や場を設けて、そこへつないでいくような仕組みづくりを、うまくできないか。

地域では、若者が参画できる仕組みや、個人参加がなかなかしにくい部分がある。校区まちづくり協議会は、今までの、既存の地域活動ではできなかったニーズをキャッチする受け皿づくりを進めていく意識を持つと、若い人も関心を持つのではないか。

「市民」の役割を考えると、参画・協働する「市民」の世代間における循環があまり進まず、偏った世代の「市民」で役割が担われている実情は、非常に大きな問題だ。

多様性の観点から、20～30歳代や青少年・子どもも一緒に入って多世代にわたって、全体としてすべての世代が関心を持ってまちづくりを担っていくことが理想だ。

<多様な人財・事業者との交流>

個人で参加しにくいということが、一つのキーワードだ。どこにも属していない一個人、やりたいかやりたくないかも把握できない人は、校区まちづくり協議会に入っていけない実態があるのではないか。

そこを共通認識し、対応する仕組みづくりを行うことが、今後の大きな課題だ。

現在の世の中は、「関わりたくない」、「関わってほしくない」という中で、地域福祉は非常に難問だと思う。障がい者が地域にいるということを皆さんに認識してもらうために、校区まちづくり協議会が実施する防災訓練などに、障がい者団体が出向いて、災害時における障がい者別の救助方法の講習会を開催している。

個人情報保護もあり、市民の皆さんで、障がい者がどこに住んでいるかさえ知らない人が、たくさんおられるのが現状なので、障がい者が身近な近隣に住んでいることの再認識を進め、身近に感じてもらうことが重要だ。

事業者が、参画と協働のまちづくりの現状を、あまり知らないという事実は大きい。

逆に、住民や校区まちづくり協議会、コミュニティ推進スタッフも、地域にある事業者が持つ様々な資源に気づいていないかもしれない。

地域内の工場見学に取り組む校区がある。そういった手法が、互いのコミュニケーションをとっていく一つの方策ではないか。取り組みの中で、「それならこういう貢献もできる」と、次の発展へとつながっていくのではないか。《再掲》

八尾市に住み、働き、学び、事業を営む全ての人のほか、八尾市に関心がある人、八尾市で何かやってみたい人、そういう市外の人々の発想の取り込みも考えながら、まちづくりに取り組むという視点を持つことも、市民の役割とする検討が必要だ。

第2項は、ダイバーシティ（多様性）を認め合う社会ということに通じるものがあり、その再認識のもと「市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。」に取り組むべきだ。

第8条（市の責務）について

<職員の人材育成・働き方>

各種団体がいろいろな活動で、市民を巻き込もうと努力をする中で、30～40歳代の巻き込みには苦勞されている。市の職員もそういう場に関わり、多様な主体をうまく促し、つないでいくことが必要だ。

協働の意識を持った職員の育成という観点からは、地域拠点のあり方、人事異動のあり方の問題として、地域拠点に異動するのは良いことで、優秀な人材が集まる、という組織風土を高めていく仕組みにすることが必要だ。

出張所等は地域拠点として、継続的に、誰が相談に行っても対応してもらえることが望ましい。悩み事のほとんどは、人と人との対話の中で解決すると思う。ある程度の話は聞いてもらえて、何らかの答えが返ってくる体制は、非常にありがたいと感じている。

地域担当制は、制度としては整って来ているが、実際に市民に寄り添い、一緒にどのように課題解決のプログラムを動かしていけるかが、今後の課題になっている。

地域によっては、市職員が、日常生活の中でも地域に参画し、積極的に関わっている地域もある。地域性や課題もあるが、市の職員が自ら住む地域活動を大事にする意識も重要だ。

<人材育成の評価・共有>

協働の意識を持った職員の育成を評価するのであれば、どういう育成をしないといけないのか、どういう人材を育てたいのか、市が分かりやすく示さないといけない。

育成した結果の評価基準が必要だ。市民協働の会議や研修の回数などの定量的な評価はあるが、それだけでは、市民協働が進んだ成果とは言えないと思う。実際にその市民協働で何が生まれ、まちの課題がどう解決されたのかという成果が、市民協働でもたらされた評価となるべきだと思う。

そこで挙げた成果が評価され、次の人事につながる事が明確になればよいと思う。長期的に取り組む中で出てくる成果があるので、そこを汲み取れるような人事評価システムと、組織の体制づくりが求められるのではないかな。

条例を実際に動かしていくのは職員一人ひとりなので、その方向性が見える化しないといけない。職員の意識は変わりつつあり、制度的にも整備されてきたが、次は行動や成果を市民に見えるような形で共有し、協働を実践している職員はこういう人だと、みんなが認める評価があり、その中で人事評価もされていくことが、一つの方向性ではないか。それは短期的ではなく、中長期的な視点に立つ必要がある。

<職員の配属期間の課題>

職員は、3年ないしは5年で人事異動で替っていく中で、本当にその期間で市民と協働して何かできるのか疑問に感じる。

地域拠点では数年程度で担当者が替わる。行政の人事異動では長い間、同じ場所は難しいと思うが、地域でいい感じに呼吸が取れ出したら担当者が替わる歯痒さはある。これは組織だから仕方がない面とは思いますが、うまく対応できたらいいと思う。

地域が何を求めているかを行政等に伝えるのが、私達、校区まちづくり協議会役員の役目だと思っている。その声を行政内の各部局に伝えるのが、コミュニティ推進スタッフだ。地域の課題はどうなのか、コミュニティ推進スタッフ、地域担当職員が全部を網羅して共有し、把握してもらいたい。

2、3年の人事異動で行政の担当者が替わっていく難しさがある。まちづくりは積み重ねていくものなので、行政がリセットで一からスタートになると続かない。それをどういう制度設計をしていくかが重要だ。

職員ボランティア制度も、継続性を持つための一つの工夫ではないか。

職員一人ひとりが育つことも大事だが、職員が替わっていく中でも、何らか、情報を共有し、継続できるような仕組みづくりが大事なのではないか。

<地域拠点職員の体制>

本当にその校区に入り込んでこそ、コミュニティ推進スタッフの力が発揮できる。現在は、複数の校区を一人のコミュニティ推進スタッフが担当しているが、他校区の会議と重なることもあるため、各校区に1名のコミュニティ推進スタッフを選任することが必要ではないか。

コミュニティ推進スタッフは他の校区も担当しているので、地域からすれば他校区もあるので遠慮する。スタッフ側も、地域にどっぷりとは入ることはできない。他地域の情報をうまく活用することは可能だと思うが、当該校区の提案に対して専念する方が、地域活性のためになる。

コミュニティ推進スタッフが一人で複数校区を担当することはハードワークだが、他の地域を見ることで地域の特徴がより分かり、マイナス面ばかりでもない。

うまくスタッフと調整し、市の他地域の情報の共有ができれば、担当地域にも還元できる。

<対話に基づく協働のまちづくり>

地域団体が考える協働と、行政が考える協働は、違うところもある。地域でできることは何なのかを考えていく対話は、本当に重要だ。

協働でまちづくりを進めるためにも、行政側でも、提案を受ければ、地域に合った内容のものに変えてもらいたい。フォーラムや講座でも、地域が求めている講座内容にしてもらいたい。

行政は行政で制度をつくり、市民は市民で活動をしているが、そこで両方が「協働とは何か」の答えを持っていない。市でも協働は何か、まだまだ分からないことも多いだろうし、市民も地域も自分たちが思っている協働のやり方になっている。

お互いに歩み寄り、高め合うような相互育成の仕組みとなる、対話の場をつくるのが大事だ。行政内部でも、そういった取り組みが評価されることを考えてもらいたい。

外部委託を、市民との協働の視点に立ち行うには、協働の考え方もいろいろあり、行政と受託する主体で、お互いに話をし、理解しあいながら新しいものを作り上げる意識が重要だ。行政側からの一方的な上意下達ではなく、受託先や指定管理者のノウハウを活かす上でも、互いに協議しながら進める工夫を検討してもらいたい。

第9条（説明責任）について

<分かりやすい市民への説明責任>

市民生活に関わるような問題に関しては、もっと分かりやすく周知が進むように、説明責任を十分に果たしていく必要があるのではないか。

第10条（対話の場）について

<多様な主体による対話の場>

「対話の場」は、取り組み実績としては上がっているものの、若い人も含めて、議論がまだまだ不十分な点があると思う。親世代を見て次世代が触発されることもあり、地域で対話し活動している親の姿を見て、若い世代が話し合いの場に入り、共有し、アイデアを活かすことが重要だ。

市民と市民の協働が課題解決に貢献する。定住者のみならず、様々なテーマで他市から来ている人も含め、多様な主体が集まる話し合いの場が非常に重要だ。

校区まちづくり協議会等地域団体、市民活動団体、事業者等のそれぞれが、非常に大きな資源だ。互いに関わりを持ちたいという思いがあれば、実際にどのように互いにコミュニケーションをとっていくかが大切であり、そのことが対話の場につながっていく。

<意識・情報の共有>

対話の場は大事だが、ただ場を設ければそれでよいという事ではないと思う。

意識を共有する場、地域について情報を共有する場にしていこうという思いで集まることなど、文言の修正とまではいかないが、いかにそれを共有し、継続的にその内実をしっかりと持たせていくかに、目を向けるべきではないか。

第10条の2（校区まちづくり協議会）について

<小学校区まちづくり協議会の仕組み>

今まで行政は画一的に行ってきたが、この条例により、八尾市は小学校区ごとに着目した仕組みをつくったことを評価している。

地域ごとに少しずつ違うしんどさを、面白さにどう転換し、発見しながら進めるかがチャンスだと思う。この仕組みには期待しており、長い時間で見していきたい。

<多様な人材を取り入れる仕組み>

障がい者が地域にいるということを皆さんに認識してもらうために、校区まちづくり協議会が実施する防災訓練などに、障がい者団体が出向いて、災害時における障がい者別の救助方法の講習会を開催している。

個人情報保護もあり、市民の皆さんで、障がい者がどこに住んでいるかさえ知らない人が、たくさんおられるのが現状なので、障がい者が身近な近隣に住んでいることの再認識を進め、身近に感じてもらうことが重要だ。《再掲》

各地域に暮らす外国人住民が地域の中で孤立しないよう日頃のコミュニケーションや、また、災害が起きた時、被災した時に地域でどのように支えあっていくかの取り組みが重要になる。

外国人市民と一緒に活動できる事業などを、校区まちづくり協議会も含めた各団体で、積極的に考えていければいいと思う。

若い世代の事例だが、高校生たちが、親世代の活動を見ながら、自分たちも地域のことをやってみたいと触発され、高齢者のために自分たちでお節づくりに取り組んだ。5～6年続いたが、成長して地域外へと引っ越していく方もおり、補助金に期限もあり、続けられなくなった。

地域の中も人が出入りし、必ずしも一定不変ではない。定住者が関わるまちづくりが中心になるかもしれないが、他市に住んでいても、このテーマには関心があるのでその地域に関わりたいという人と、連携・協力を取っていくことは大事だ。

<個人がまちづくり協議会に参画する仕組み>

多様な主体の話し合いの場である「校区まちづくり協議会」が、まだまだハードルが高く、個人では参加しにくいということが、一つのキーワードだ。どこにも属していない一個人、やりたいかやりたくないかも把握できない人は、校区まちづくり協議会に入っていけない実態があるのではないか。そこを共通認識し、対応する仕組みづくりを行うことが、今後の大きな課題だ。

校区まちづくり協議会は、個人も参加できるということだが、団体等で構成されているというよりは、各校区の規約等で、ストレートに市民、個人も参加できると明記してもいいのではないか。その方が共有する場づくりにもつなげやすいと思う。

<まちづくり協議会の運営>

校区まちづくり協議会設立準備会の時からずっと関わっているが、地域では、書類作成など、運営を行う上での事務的な負担が大きく、課題となっている。

第10条の3（わがまち推進計画）について

<地域と行政の相互連携・協力>

行政は総合計画に「地域別計画」を作り、地元では「わがまち推進計画」を作るが、地域の人たちがこうしたい、地域だからできるようなアクションの方向を描くような形で計画策定を支援してもらえたら、実がつくような本当の計画になっていくと思う。

地域も人が出入りして変わっている。行政と地域で違いを認め合いながら、どんな地域のまちづくりをしていくのか、計画策定や推進を通じてやれたらと思う。

わがまち推進計画を作るうえで、地域の課題を、地域内で検討した。ハードルが高い課題もあるとは思いますが、地域と行政で、共有しながら進めていきたい。

<若い世代の参画>

校区まちづくり協議会のわがまち推進計画に若い人を巻き込んでいくのは、現状ではまだ十分にはできていない。どうにか乗り越えていきたいと思っている。

第11条（市民公益活動への支援）について

<中間支援組織の役割（多様な主体のコーディネート）>

市民活動支援ネットワークセンター「つどい」でも、地域と市民活動のコーディネートがまだ十分にできておらず、把握もできていない現状がある。最近「つどい」の登録団体にアンケートを取り、登録団体でも地域と協働していることがわかってきたが、今後は、協働の内容を把握し、より協働の意識がある団体に的を絞り、中間支援としてのコーディネートに取り組みたい。

第2条「市民」は住んでいる市民だけではなく、団体や地域、法人など多様な主体となっている。そういう多様な主体も巻き込んだ対話の場を作らないといけない。

これからは人づくり、共有の場づくりをしながら、評価をどうするかを考えないといけない。その間をつなぐのが八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」なのかと思っている。

まだ若い世代を巻き込んでということはできていないが、協働しないといけないという意識は、地域も市民活動でもみんな持っている。共有する場、話し合う場ということでは、地域では校区まちづくり協議会の役割は非常に大きい。校区まちづくり協議会に関係している人も、意識が高いと思うので、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」でも、一緒に何か取り組んで行きたいと思っている。

多様な主体が集まる出展の場を作るアートの催しや、市民活動まつりを開催している。今までは、イベントの場では協働しても、その後、継続して何かのプロジェクトを一緒にといるところまでは仕掛けられていないのが現状だ。

若い世代が、初めは、何かお役にたてたら、何か自分の好きなことをやりたい、ということからやってみて、社会貢献や市民活動に意識を持ってもらえるよう、つなげるような、気長なやり方で進めていく事が重要だ。

事業者の知恵や持っている技術は、まちの課題解決には非常に有意義だ。それをうまく、校区まちづくり協議会や地域のまちづくりに貢献してもらえるよう、関わり、協働してもらえるようなマッチングができないかと常々思っている。

八尾商工会議所をはじめ、いろいろな商工の団体や事業者が、市内のいろいろな所で活躍されている。そことうまく協働していくと何か違った側面も出てくると思う。

例えば八尾市役所と八尾商工会議所が、うまく地域団体の皆さんと連携をとれるようにできればいいと思う。何か問題提起をされて、それにどう参画していくかということをも具体的かつ詳細にしていただければと思う。コミュニティセンターやコミュニティ推進スタッフのことも初めて聞くので、関心のある事業者もあると思う。

事業者が、地域のまちづくりの現状をあまり知らないという事実は大きい。逆に住民やまちづくり協議会やコミュニティ推進スタッフも、地域にある事業者が持っているいろいろな資源に気づいていないかもしれない。

地域内の工場見学に取り組む校区があるのが、そういうことが事業者と互いのコミュニケーションをとっていく一つの方策ではないか。その中で「それならこういう貢献もできる」とつながっていくのではないか。

そこに住んでいる人、まちづくり協議会、各種団体、八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」登録団体がいろいろな関わりを持ちたいと思い、実際にやっているところもある。事業者も非常に大きな資源だと思う。どのようにお互いがコミュニケーションをとっていくかは、対話の場につながっていく。《再掲》

第 14 条（審議会等の運営）について

＜審議会等の委員構成＞

審議会等会議での各種団体の出席者は、この団体の会長、副会長というような充て職を減らしていく必要がある。提案として、団体の役職のない方でも若くて優秀な方に審議会にどんどん入ってもらおうといい。

役員の出席に偏り、多忙すぎるため、若い世代の後継者が出てこない面もある。

＜市民ニーズの把握手法＞

総合計画で基本構想・基本計画・実施計画とあるが、行政は各分野にたくさん計画を作り、それぞれの計画の進行管理に審議会が設置されているが、それはわざわざ作らないといけないのかという印象がある。別途計画を作るのではなく、総合計画の工夫を行い、計画づくりで審議会でのやり取りにエネルギーを注ぐよりも、市の職員のエネルギーを、市民と対話してニーズを聞くことの方に注げるようにできないか。

第 14 条 3 項「市は、審議会等において議論が尽くされるように配慮しなければならない」とある。この会議のようにコの字型に囲んでの議論が大半だと思うが、そればかりでいいのかという議論も一つある。もっとテーブルごとに、市民が座って自由に意見を交わすような、審議会のデザインがあってもいいかもしれない。

第 15 条（満 20 歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障）について

＜「青少年」の定義・考え方＞

あえて 20 歳と年齢を記載している理由は何かあるのか。年齢を記載しなくても「青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会」でも意味が伝わると思う。国では選挙権は 18 歳になったが、これは八尾市の条例だ。

20 歳未満としているのは、選挙権を基準にして年齢を明記したということだが、参政権だけがまちづくりの参加権ではない。「青少年」ということばは大まかであるし、他にもまちづくりの参加権はあるのに、参政権だけで年齢を記載しない方がいい。

参政権は 18 歳以上になったが、国において、酒・たばこ等の成人の取り扱いは未確定のため、年齢を外した記載に変えればいいのか。

「満 20 歳未満」の文言を外す場合、「その年齢にふさわしい」という記述を整える必要がある。

成人年齢は今後の動向を見る必要があり、今回は、文言を変えず保留し、今回の議論を、次の条例見直しの際の継続審議事項とするべきだ。

まず 18 歳未満にするということはない。①社会動向が変わっていくところであるので、現行のまま残す、②年齢表記を取って文章の流れを整える、この 2 つの案で、この委員会として両案併記という形でのまとめとすべきだ。

<青少年及び子どもの参画の促進>

団体にジュニアリーダーを育てる研修を、NPO 法人と企画運営面で連携し、若い世代と中学生がともに取り組むことで、リーダーとして積極性が育まれてきたため、次は、活躍の場を地域の中で広げていきたい。

子ども用のホームページの内容を、さらに充実し、SNS 等の工夫で、相互でやり取りができるような仕組みを考えてはどうか。

子どもたちの意見や提案を採り入れる取り組みを民間と連携しながら拡充し、参加・体験の中で得た内容や意見を発信していけばどうか。

子どもたちが自分の意見を言うことができる「参加の機会をつくり、後押ししていく」ことで主体性・自発性を促し、まちづくりへの参画を図ることが考えられ、例えば総合計画策定の場面等で、中・高生から意見を募るような機会を設けてはどうか。

子どもたちが地域の中で、自分たちの意見を実現するために、どう動いていくか実践する機会をつくり、地域のまちづくりの中で経験することが必要だ。

不登校の子どもたちに対する居場所づくりなど、支援が必要な青少年・子どもたちについて参画と協働につなげる視点が必要だ。

第 16 条（条例の見直し）について

<条例の見直し期間>

「5 年を超えない期間」を一つの区切りとするのはいいが、状況に応じた柔軟な対応ができるよう、「概ね 5 年」「5 年をめどに」のような幅を持たせる表現にしてはどうか。

5 年の文言にこだわるよりも、実質的な形で、現場で活躍する人の意見や若い人の意見をしっかりと毎年把握する機会を持ち、その把握内容を基に、この評価委員会において、条例の見直し議論ができるような仕組みを作っていけばよいのではないかと。